

平成28年9月第3回定例会 一般質問全文

青野 敏議員 一 本町農業の将来像について

青野議員

4番、青野。

最初に8月から9月にかけて発生した台風等により、全国及び道内各地において大規模な災害が発生しました。上川管内においても甚大な被害が発生しており、被災された地域さらには被害を受けた方々には、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは一般質問を行います。

近年、農業者の高齢化や後継者及び担い手不足、さらに農業・農村施策の転換等により、地域農業全体の構造改革が進められております。

本町においても集落や地域が抱える問題を解決するための設計図として、「人・農地マスタートップラン」や本町農業の将来像を示す「鷹栖町農業ビジョン」を策定して、今後の基本目標に沿って具体的な重点施策に取り組むために、農業者・関係団体・行政が連携し、課題解決に向けた対応が推進されております。

今回は多くの課題の中より農地保全について、町長にお伺いいたします。

1点目として、今後の課題として農業者の高齢化や後継者、担い手不足により遊休農地、耕作放棄地等による農地保全の問題が想定をされます。

一概には言えませんけれども、耕作条件不利地の担い手の問題や、町外に移住をしている方が土地などの相続を受けた場合の農地管理等々の課題がございます。

さらには平成29年度の税制改革により、遊休農地として放置をしていると、課税強化により固定資産税及び都市計画税の評価額が現課税の1.8倍に増額されるなど、将来に懸念をされることが予想されております。

この事は、地権者の問題ではありますけれども、将来の地域農業の課題として地権者・地域・行政が今から認識を共有しながら、早急に議論をすることが必要だと思いますけども、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目として、農地中間管理機構と農業保全の関わりについてお伺いをいたします。

本来であれば、人と農地の問題の解決に向け危機感の共有、地域の話し合いを行い、このような問題点を解消するための受け皿としての組織が、農地中間管理機構の本来業務ではないかと私は考えております。

平成28年度から農地中間管理機構に貸すと、固定資産税の減額措置を受けますし、遊休農地を放置している場合は、農業委員会が農地中間管理機構と協議をすべきことを勧告することとなっております。

農地中間管理事業は国の事業であり、都道府県が実施している施策事業でありますけれども、本町も業務の一部を受託し各種の届出書類を提出している関係もありますので、町長のお考えをお伺いいたします。

答弁、谷町長。

町長

それでは、青野議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の遊休農地の課税強化への対応についてですが、町として基本的に農地は農地として維持していくという考え方であります。

個人所有の農地でありますので、青野議員の言われるとおり地権者の問題でもあります、先ほど申し上げました、農地は農地として維持していくことを基本に、農業委員会や農用地利用調整協議会等の関係機関と連携し、遊休農地の発生防止に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の農地中間管理機構と農地保全の関わりについてお答えいたします。平成26年度より始まりました農地中間管理機構については、青野議員のおっしゃるとおり、人と農地の問題解決を業務の目標としてございます。

本町においても、北海道農業公社より中間管理機構の業務の一部を受託し、事業の推進に取り組んでおります。議員のご質問にあります、遊休農地を放置している場合の勧告につきましては、勧告の前に地権者の意思確認を行ってございます。

農業委員会の業務になりますが、町も連携した上で遊休農地の発生防止に努めていかなければならぬと考えてございます。

農地の保全は、先に策定した農業ビジョンにおいても重点事項の一つでありますし、1点目の答弁と重複いたしますが、農業委員会、農用地利用調整協議会と連携し、農地の保全に努めていく考えですので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

再 青野議員

4番、青野。

まず、農地保全の関係でございますけれども、町長は先の農業ビジョンにもありますように、地域の中でゾーニングを行いながら、それぞれの地域、地権者、行政が協力していくということで、計画の中にも書いております。

私は、最初の質問でも申し上げたとおり、今後の想定される条件として地権者が土地に対する維持管理などの面において大変難しい状況になるのでは無いかと想定するのは、私だけでなく行政も同じだと思います。

その様な事をいち早く地権者や地域、農用地利用調整協議会や推進会議等々の組織の中で協議する体制を作るべきだと考えていますが、この件についての町長の認識をお伺いさせていただきます。

答弁、谷町長。

再 町長

青野議員のおっしゃる通りですね、これについては農業ビジョンのときにもお話しをさせていただきましたが、やはり地権者、地域での話し合いがとても重要になってくると思います。

また、最初の答弁で話もしましたけども、町及び農業委員会、農用地利用調整協議会等との連携をとりながら、遊休地を無くす努力をしていかなくてはならない認識でございます。

特に地域に入って話し合いをして不在地主対策という部分にも力を入れていかなければならぬということで認識を確認してございます。

再再 青野議員

4番、青野。

認識は一緒だと思います。ただ、今話をしていることに対して早急にアクションを起こさなければならないと私は思っているんですよ。

これは1年1年言えませ。 今も現実に知遠別地域の開畠の土地が荒廃地の現状が確認される場所がございます。 これは1年2年であれば何とか農地に復元することが出来ますが、4・5年も経ってしまえばその後の改良等々の中でも手が付けられない状態になると思います。

今も現実にそのような状況の土地が発生しているわけですから、町内5地区それぞれの中でも具体的に地権者の方々や地域の団体の方々とそういう協議をする場所をいち早く作って、話をすることが必要だと思いますけども、どうでしょうか。

答弁、谷町長。

再再 町長

このことについては、農業委員会の方で遊休地パトロールや荒廃農地発生解消状況調査というのを行ってございます。その中で、まずはその農地を所有者にどういうふうに使うのかという意向を確認させていただいて、その後から適切に管理するように、農地として管理するように指導をさせていただいております。

その後に、万が一その方が所有者としてそこを耕作する意思がない場合には、農地として新たな方に誘導するような対策というのも含めてですね、農業委員会の方で畠地については先ほ

どお話しのあった開畠ですか、そういうような所にはそういうような対策をとっているというような状況でございまして、今後についてもそのように進めていきたいというふうに考えます。

農地として守られてなくて、今はもう立木があるというような話もありましたけども、それはここ数年に始まったことではなくて、相当年数が経過してそのような状態になっているというような認識も持ってございますので、所有者に意向を確認しながらこれからも進めていきたいということで考えております。

基本としては開畠も大事ですけれども、特にその水田地帯については、長い歴史の中でせっかくこれだけ美田と言いましょうか、豊かな土地を作ってきていただいた歴史もありますので、それらを中心にしっかり農地として守っていきたいというような考え方を持ってございます。

4番、青野君。

冉冉冉 青野議員

最後に中間管理機構との関係も含めて質問をします。

土地の現地調査をして農地として認めるか認めないかは農業委員会の決定事項ですが、そこで 1.8 倍の課税対象になる税制改正が来年の 1 月 1 日から始まります。

また、平成 29 年度で経営安定所得対策（戸別保障制度）が廃止され、現段階で残るのは中山間管理事業ぐらいでしょう。私が懸念するのは地権者が今の制度資金が収入として途切れても、本当に農地保全・管理が出来るのかが問題だと思うんですね。

町長は農地としてこれからも保全をするという考え方でしょうけども、本当に地権者が農地として保全ができなければ、もう原野にしてと考える地権者も出てくるんじゃないかと思います。

そういうことも踏まえて、地域でしっかりと地権者の方と話をしているかないと、現制度が変更になる時には問題も出てくる事が想定されると思っています。

また、中間管理機構と行政の関係について質問します。

中間管理機構の事業については、町長も認識が一緒だと思いますけども、土地集積も大事な事業ですが条件不利地を借りてくれる人がいないところを中間管理機構で一時保有して、売買や賃貸ということも中間管理機構の事業としてあります。

ただ、今はその様になっていないのが現実です。これは国の事業ですから町長とやりとりをする事はないのですが、受託事務として行政も事業の説明ですとか、制度が変わったものについては担当者が地域の方々や団体の方々に説明する立場で行っております。

具体的に耕作者集積協力金ですが、27 年度までは反当 2 万円、ただ 28 年度、29 年度からは 1 万円に減額、その後は通常の 5,000 円に変わります。

27 年度中に申請予定の地権者が全体の資金が不足しているので来年度にまわしてほしいということになりました。 今年は反当 1 万円ですから集積協力金が半額になりました。

また、経営転換協力金の関係についても現在の情報では、全体的な予算不足しているので上限金額を減額してほしいという話がございます。

この件等についても、行政の担当者が農業者や団体に対して説明をする立場であり、どのように地権者の方々に説明することができるのかと私は思っています。

ましてや一緒に農業全体を守ろうとして、担当者、農業者、団体等々と協力して様々な案件について事業計画を作り推進する立場として、鷹栖町農業全体の問題の中で農地中間管理事業をどのように活用しようとしているのか町長のお考えをお伺いいたします。

答弁、谷町長。

再再再 町長

まず、条件不利地等の話ですが課税の関係ですが私たち事前に調査をさせていただきました。

税金を課せるために評定し定めた地点を確認しましたところ、今課税の評価額に達してないところが多いので、この 1.8 倍に該当するような土地というのは、鷹栖町内にはほとんどないということがわかりましたので、それについてはほとんど影響がないのかなということで、農家の皆さんには安心してもらえると押さえてございます。

また、この中間管理機構の関係ですけども、青野議員から色々補助金等の話も出てございましたけども、今回は農地の保全と中間管理機構という質問でございますので、そこら辺を中心にお話しをさせていただきますと、やはり中間管理機構は町の機構ではないものですから、国・道が中心となって事業を進めて、私たちは委託を受けて事業を遂行しているというような状況になってございます。

農地中間管理事業が当初の目標・目的というところから随分離れてきているんじゃないかというか、最初の説明とは離れてきているんじゃないかというようなお話しもあり、それに対しては私たちもその機構に、お話しをしていくということで説明をさせていただきました。

ただ国として農地を預かってそれを基盤整備して貸し出すというような動きには、未だなっていないのが現状です。

ただその事を町ができるかというとそれもできないというのも現状でございます。

今はこの中間管理機構で行っている事業、補助金等もございますので、それらをいかに有効に使いながら農地を保全していくかということに注力をしていかなければならないのかなと思います。

それでもまだできない部分は、鷹栖町の農業ビジョンの大きな目標でもある農業者の方が将来にわたって安定して経営できる基盤整備と農地集積の関係についても、国・道のその他の補助金等も活用しながら農地を守っていくかということも大切なんでないかなというふうに思ってございます。

農地中間管理機構ばかりではなくて、その他の農業予算や農業の補助金も活用しながら農地を守っていくことが必要だというふうに考えてございます。

追伸、

* 今回は、一般質問通告書の提出段階での表記誤りにより、一問一答方式ではなく総括質問方式のために質疑 3 回迄の一般質問方式となりました。

当初の質疑が十分に出来ず残念でありましたが、次回の定例会で再度農地保全の件について質問を致します。また、今後は通告書の確認を徹底し誤りの無いように致します。誠に申し訳ありませんでした。